

政令第 号

森林法施行令の一部を改正する政令

内閣は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項及び第三十三条第五項（同条第六項（同法第三十三条の三において準用する場合を含む。）並びに同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三を次のように改める。

（開発行為の規模）

第二条の三 法第十条の二第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員三メートル

二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積〇・五ヘクタール

三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタール  
別表第二の第三号(一)中「苗」の下に「(当該苗と同等の大きさのものととして農林水産省令で定める基準  
に適合する苗を含む。)」を加える。

#### 附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。